

南砺市民間賃貸住宅建設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市民間賃貸住宅建設補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、民間活力を活用し、移住定住の促進を図るため、市内において民間賃貸住宅を建設する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 市内で居住の用に供するため建設する建物で、所有者と居住者との間で賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅又は長屋をいう。
- (2) 単身者向け民間賃貸住宅 同居者が不在入居者の居住の用に供する民間賃貸住宅で、1LDK以下のものをいう。
- (3) ファミリー層向け民間賃貸住宅 前号に該当するものを除く民間賃貸住宅をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 市内に民間賃貸住宅を新築し、その所有者となる者
- (2) 市税その他の市に対する納付金の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教法人でないこと。

(補助対象民間賃貸住宅)

第5条 補助金の交付対象となる民間賃貸住宅は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象者が市内に新築する民間賃貸住宅で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合していること。
- (2) 共同住宅又は長屋で、1棟あたりの入居可能戸数が4戸以上あるもの。
- (3) 1戸あたりの専用床面積が25㎡以上あり、各戸に玄関、便所、浴室、台所及び居室を有すること。
- (4) 組立て式仮設住宅でないこと。
- (5) 社員寮など特定の入居制限を設ける住宅でないこと。
- (6) 自己、親族（2親等以内）を入居させる住宅でないこと。
- (7) 店舗併用等でないこと。
- (8) 補助事業が完了した日から10年間、賃貸住宅に供するもの。
- (9) 他の補助金等を受けて建設するものではないこと。
- (10) 公共事業等による補償を受けて新築するものではないこと。
- (11) 民間賃貸住宅の整備予定地に道路、上下水道が整備されていること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間賃貸住宅建設に係る経費のうち、建物の本体工事費の実費用（消費税を除く。）とする。

(補助金の申請回数)

第7条 当該補助金の申請は、民間賃貸住宅1棟につき1回限りとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の種類、補助率及び補助金の限度額は、次の表に定めるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に補助金の種類及び施工業者の区分ごとに定めた補助率を乗じて得た額とする。

補助金の種類	施工業者の区分	補助率	補助金の上限
単身者向け民間賃貸住宅	市内施工業者	5分の1	2,000万円
	市外施工業者	10分の1	

ファミリー層向け民間賃貸住宅	市内施工業者	5 分の 1	1, 0 0 0 万円
	市外施工業者	1 0 分の 1	

2 前項の補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第 9 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業着工前に南砺市民間賃貸住宅建設補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 建築確認済証の写し
- (3) 建物の位置図（付近見取図）、配置図、各階の平面図及び立面図等設計図書（設備の確認できるものを含む。）
- (4) 1 戸あたりの住戸の専用面積が 2 5 m²以上と確認できるもの（補助算定基礎求積図等）
- (5) 現況写真（着工前）
- (6) 事業費に係る見積書の写し
- (7) 事業に供する土地の所有者が確認できる公図及び登記簿
- (8) 土地所有者が補助対象者以外の場合は、土地所有者の同意書
- (9) 申請者及び同一世帯家族の市税の完納証明書
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 1 0 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、南砺市民間賃貸住宅建設補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 前条に規定する交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業完了後、速やかに南砺市民間賃貸住宅建設補助金実績報告書（様式第 3 号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 工事契約書の写し

- (3) 建物の表示登記済書（写し）
 - (4) 建築完成図
 - (5) 支払を証する書類（領収書等の写し）
 - (6) 建物、附帯設備等の工事内訳書
 - (7) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（写し）
 - (8) 工事写真（着工前、工事中、完成後）
 - (9) 前各号の定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、必要に応じて行う現地調査を実施し、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した諸条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金の請求は、南砺市民間賃貸住宅建設補助金請求書（様式第5号）による。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付決定した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

（賃貸住宅の管理）

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から10年間は、当該補助金の交付を受けた賃貸住宅の用途を変更、取壊し、又は転売してはならない。

2 交付決定者は、入居者の家賃においては周辺の民間賃貸住宅等の家賃と比較して、著しく差を生じないように努めなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。